

知床羅臼ヒグマクルーズ船協議会について

1. 発足までの取り組み経過

- 1) 意見交換会：6回
- 2) 自主ルールに関する有識者ヒアリング：2回
 - ・北海道大学大学院獣医学研究院 准教授 下鶴倫人 氏
 - ・知床海鳥研究会 福田佳弘 氏
- 3) 野生動物ウォッチング講座
 - ・講 師：特定非営利活動法人ピッキオ 代 表 楠部真也 氏
北海道大学大学院獣医学研究院 准教授 下鶴倫人 氏
- 4) 設立総会 3月30日 知床羅臼ヒグマクルーズ船協議会設立 6事業所

2. 令和3年度事業計画

○自然保全活動

- (1) 野生動物ウォッチングルール（自主ルール）の遵守
「知床半島先端部地区利用の心得」及び「羅臼遊漁釣り部会自主ルール」等
地域で定められたルールの順守
- (2) ヒグマ出没状況のデータ蓄積及び情報提供

○PR活動等

- (1) 誘客に対する取り組み
- (2) ガイド資料の活用と随時更新
- (3) 知床羅臼ヒグマクルーズ協議会旗作成



○事業連携・協力

- (1) 知床羅臼における既存の施設及びネイチャー体験プログラムを活用した
誘客推進プロジェクトへの協力
(国立公園・温泉地等での滞在型ツアー・ワーケーション推進事業費)

○その他

- (1) 知床羅臼ヒグマクルーズ船協議会の発展に資する取り組みの展開

知床羅臼ヒグマクルーズ船協議会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、知床羅臼ヒグマクルーズ船協議会と称する（以下、本会とする）。

(目的)

第2条 本会は会員相互の協調と連携により、知床半島沿岸の海からのネイチャーウォッチング観光クルーズを実施する小型船舶観光船事業、及びガイド業務の健全な発展、業務にあたる船舶の安全運航の維持を図り、地域の海のネイチャーウォッチング観光や環境学習の振興、及び自然資源の適切な利用保全に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 小型船舶観光船事業に関する国、地域自治体その他関係機関並びに団体との連携・連絡等。
- (2) 安全に関する教育・訓練。
- (3) 事故発生時の連絡及び救急体制に関すること。
- (4) 会員相互の親睦及び協力体制の確立。
- (5) その他本会の目的を達成するための必要な事業

第2章 会員

(会員の資格)

第4条 本会の会員は、羅臼町内において小型船舶観光船の事業、ガイド及び業務支援を行う者で、本会の目的に賛同する者をもって構成する。

(協議会の構成員)

第5条 当協議会の構成員は、次の2種とする。

- (1) 一般会員 当協議会の目的に賛同し、入会した法人及び事業主又は個人
- (2) 賛助会員 当協議会の目的に賛同し、事業を賛助するため入会した法人及び事業主又は個人。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、本会の総会においてその加入を承認された者とする。

(会費)

第7条 本会の目的を達成するため、会員は必要に応じて会費を納入しなければならない。会費の額は総会で決定する。

第3章 役員

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 監事 1名

(役員を選任)

第9条 会長は、会員の互選により選任する。

2 副会長、事務局長及び監事は、会長の推薦により他の会員の承諾を得て選任する。

(役員の職務)

第10条 会長は、会務を統括し本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 事務局長は、本会の運営事務を執行する。
- 4 監事は、本会の運営事務を監督し、及び会計業務を監査する。

(任期)

第11条 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(役員の報酬)

第12条 役員の報酬は全て無報酬とする。

(参与)

第13条 本会に参与を若干名置くことができる。

- 2 参与は、総会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 参与は、事業を円滑に運営するため会長に助言する。

第4章 総会

(総会)

第14条 総会は、定例総会及び臨時総会とする。

- 2 定例総会は、会長が毎事業年度終了後に年1回招集する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(総会の議決事項)

第15条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算案
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他会長が付議した事項

(総会の定数等)

第16条 総会は、会員の過半数の出席がなければ議事を議決することができない。

2 総会の議長は会長が務め、議決は出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

3 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は、他の出席会員に表決権の行使を委任することができる。この場合にはその会員は出席したものとする。

(会則の改正)

第17条 この会則を改正し、又は本会が解散するには、出席した会員の過半数による議決を必要とする。

第5章 資産及び会計

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

(資産の構成)

第19条 本会の資産は、会費及びその他の収入をもって構成する。

2 資産は会長が管理する。

(経費の支弁)

第20条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

2 会計年度の決算において余剰金が生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(予算)

第21条 本会の支出予算は会長が調整し、その年度開始前に事業計画書とともに総会の承認を受けなければならない。

(決算)

第22条 本会の決算は、毎会計年度終了後速やかに会長が作成し、事業報告書及び収支決算報告書とあわせて監事の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

(事務局)

第23条 事務局は原則として事務局長宅に置く。

第6章 雑則

(細則)

第24条 この会則に定めるもののほか、本協会事業の運営上必要な規則及び附則は、総会の議決を得て会長が別に定める。

附則

この会則は、令和3年3月30日から施行する。

知床羅臼ヒグマクルーズ船協議会「野生動物ウォッチングルール」

【 目的 】

知床ならではの野生動物ウォッチングを将来にわたって提供することを目的として、自然環境の保全及び海難事故の防止を図るため、以下のルールを定めるものである。

【 概要 】

- ・野生動物に合わせた接近方法や観察、航行を心がけます。
- ・野生動物の自然な行動を妨げないよう、その時の状況に応じて臨機応変に対応します。

（野生動物への影響の軽減）

- ・野生動物に接近を試みようとする時は、自然な行動を妨げないよう船の位置を配慮し、150m以内ではゆっくり接近します。また、緊急時以外はマイク・無線などの使用は控えます。
- ・野生動物をより自然な状態で観察するため、70m以上の距離を保ちます。
- ・野生動物へのストレスを最小限にするため、観察時間は20分までとします。
- ・野生動物を驚かしたり、生息行動に影響を与えるような追い回し行為は行いません。
- ・海鳥が営巣する時期（5～8月頃）には、特に海鳥の営巣地に配慮して運航します。

（自然環境保全への貢献）

- ・ヒグマの出没状況について、知床の調査・研究・保全管理を行う各機関と情報共有を行います。

（万が一に備えた安全管理）

- ・ライフジャケットの装着を徹底します。
- ・海岸トレッカーなどの動向に気を配り、万一の時の救助体制に備えます。

上記のほか、この地域で定められているルールを守ります。

- ・知床半島先端部地区利用の心得
- ・羅臼遊漁釣り部会自主ルール